

「技能実習制度の見直しの方向性に関する検討結果（報告）」（第6次出入国管理政策懇談会・外国人受入れ制度検討分科会）及び「日本再興戦略」の改訂について（素案）」（産業競争力会議）に対する見解

平成26年6月に第6次出入国管理政策懇談会・外国人受入れ制度検討分科会において、「技能実習制度の見直しの方向性に関する検討結果（報告）」が公表された。その中で、「介護等のサービス業の分野の職種の拡充について受け入れ側の産業実態に即したニーズを把握したうえで検討すべき」との報告がなされた。

また、同月の産業競争力会議において、「日本再興戦略」の改訂について（素案）」が示された。この中で、「外国人が日本で活躍できる社会へ」として、「外国人技能実習制度の見直しで、受け入れ枠の拡大等を平成27年度中に実施すること」、「介護分野における外国人留学生の活躍」として、「国家戦略特区における家事支援人材の受け入れの検討を進め、速やかに所要の措置を講ずる」「介護福祉士等の国家資格を取得した外国人留学生の卒業後の国内における就労を可能とするため、在留資格の拡充を含む制度設計を年内をめどに行う」と明記された。

このような状況を受け、日本介護福祉士会として、「技能実習制度の見直しの方向性に関する検討結果（報告）」及び「日本再興戦略」の改訂について（素案）」に対する見解を示す。

1. 基本的考え方

日本の超高齢化社会においては、質の高い介護福祉士や介護職員を養成していくことが、介護保険制度の信用と安定化をもたらすものである。介護保険制度で示されているように利用者の尊厳を守り、自立支援に資する介護を行うためには、高い知識、技術、倫理などが求められており、介護職員には高い教育と専門性が必要である。

介護は対人援助サービスであり、日本語でのコミュニケーション能力が不可欠である。介護行為は身体的な介護技術だけでなく、言葉での働きかけが重要な要素となり、コミュニケーション技術も必要である。したがって、外国人が日本の介護現場で働くためには、十分な日本語でのコミュニケーション能力と介護の基本的な知識、技術、倫理が必要である。

2. 介護分野における技能実習制度導入について

現在、求められている介護ニーズは身体介護のみではなく、認知症への対応、医療的ケア、予防からターミナルケアなど幅広い介護が求められており、介護には一定の教育と専門性が必要である。

技能実習制度において、無条件に外国人が介護分野に参入することは、介護サービスの質の低下を招き、実際に必要とされる労働力として確保できず、介護の外周的な業務のみ、かつそれを職員が指導・指示しなければならず逆に業務負担となりかねない。国民が安心して

介護を受けることも出来なくなる懸念がある。

さらに、介護は対人援助サービスであり、前提として、十分な日本語能力とコミュニケーション技術が必要である。利用者とのコミュニケーション、他の介護職員、他の専門職とのコミュニケーションが不十分であれば、介護サービスは利用者の意向に沿ったものにならない、利用者の生活、生命に悪影響を及ぼす懸念もある。

そのため、対人援助サービスとしての介護を実践していくための最低限の素養について検討していくことが必要であり、その議論なしに介護分野への拡大は図られてはならない。

3. 介護福祉士資格を有したものに対する在留資格について

日本での介護福祉士の国家資格を取得した者については、一定の質が担保されていることから日本で働き続けることには問題ないと考える。

EPA の仕組み同様に、その他の外国人においても、日本の介護を学び、日本語での介護福祉士国家試験に合格したものであれば、日本の介護についての一定の知識・技術が備わっていると考えられることから在留資格を与えて、介護業務に従事することは問題ないと思われる。但し、その場合でも日本語でのコミュニケーションが十分であることが条件となる。

なお、EPA のように一定のレベルが担保された介護福祉士においても日本で働くことに関して、様々な課題が現場にはあることも留意されたい。